

令和 8 年 2 月 会 議

第 32 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 8 年 2 月 27 日 (金)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番 森 山 謙 治

議席番号 2 番 比留川 賢 次

議席番号 3 番 笠 間 保 一

議席番号 6 番 内 田 直 彌

議席番号 7 番 早 川 晴 子

議席番号 8 番 木 村 寛

議席番号 9 番 金 子 美登里

議席番号 10 番 橋 本 久 男

議席番号 11 番 大 塚 秀 一

議席番号 12 番 宇 野 政 信

議席番号 13 番 早 川 新 市

議席番号 14 番 古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当 山 田 英 毅

第 3 地区担当 志 澤 輝 彦

第 2 地区担当 峯 山 健 吾

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 50 号 非農地証明願について

議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第 52 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 11 号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 事	鈴 木 美 咲
主 事	北 澤 勇 輝

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

ただ今より令和8年2月第32回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、欠席の報告ありませんので、全員出席ということで、現在の委員数は12名、推進員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、3番笠間委員、6番内田委員のご両名にお願い申し上げます。次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます、資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、非農地証明に係る資料1協議会資料のほか、本日皆様の机の上に、諸般の報告をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。3月19日、審議案件現地調査、市内一円において第4班の委員宇野委員、早川 新市委員が出席される予定でございます。同日、令和8年3月（第33回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。26日、令和8年3月（第33回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。

審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件1,293平方メートル、非農地証明1件346平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定30件71,870平方メートル、相続税納税猶予証明1件7,151.30平方メートル、法第4条届出1件4.45平方メートル、法第5条届出2件2,010.30平方メートル、農地改良届出1件990平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理

番号 12 番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 12 番でございます。申請地は綾瀬市■■■■■■■■■■、地目畑、地積 1,293 平方メートルでございます。

申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。

権利の種類は、所有権の移転、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、譲渡人と申請地を耕作し、適切に農業経営を行っていただけることを事務局にて確認しております。農業従事状況につきましては、耕運機を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 150 日で、農業従事状況及び農機具の保有状況は問題ないものと思われま。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）本件について、2 月 20 日、第 3 班の私のほか橋本委員と事務局 2 名と計 4 名で、現地調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで、現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

整理番号 12 番、現地の状況は、一部にダイコン、ネギ、ホウレンソウ、タマネギが作付けされており、他は耕うん状態でした。今回の許可申請事案につきまして、第 3 班といたしましては許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件についての地域の担当委員として補足する事項等がありまらご発言願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。私は 2 月 19 日に■■■■さん宅に伺いまして、■■■■さんと現地を確認してきました。

現地は、昨年以前、結構廃材置場として使われておりまして、今回の所有権移転に当たり、タイヤ 700 本以上、その他の廃材等、全てきれいに片づけられて、耕うんもされて畑の状態になっておりました。今後は農地として管理をしていくと話されておりましたので、許可申請については妥当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、日程第2号、議案第50号、非農地証明願について、整理番号2番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第50号、非農地証明願について、整理番号2番でございます。

申請地は[REDACTED]外1筆、地目田、現況雑種地、地積合計346平方メートルでございます。神奈川県では、農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針を定めており、現況が農地ではなく、復元が困難と認められる農地については、各農業委員会の判断により、農地法の対象から除外する非農地とすることができ、本件はその証明願があったものでございます。現況は雑種地で、非農地理由は、平成8年から駐車場として利用していました。申請地は現況が農地ではなく、農地に復元することが困難な状態であります。したがって、神奈川県で定めております農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針に適合してございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、9ページをご参照願います。なお、配布させていただいております別添資料1に現況写真を掲載してございますので併せてご参照願います。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。9番 金子委員

○9番(金子 美登里君) 今、事務局のほうから話があったとおり、現在駐車場として利用されていますので、農地復元は困難な状況にあります。よって第3班といたしましては、非農地証明書の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。本件についての地域の担当委員として補足する事項等がありまらご発言願います。8番 木村委員

○8番(木村 寛君) 本件につきまして地元委員として発言いたします。2月19日、私も現

地確認を行い、代理人に面会をしてまいりました。

現地は今、第3班の代表の方から報告がありましたとおり、駐車場の敷地として使用されており、農地への復元も難しいと認められました。非農地証明書の発行には問題ないと思います。以上です。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。非農地証明について、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第3号、議案第51号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。初めに新規の促進計画である整理番号159番及び160番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号159番及び160番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は31,249平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積991平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業従事しておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑1,288平方メートル、利用集積による畑29,961平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の2名で、従事日数は340日でございます。

以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でこ

ざいます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。9番 金子委員

○9番（金子 美登里君）整理番号159番160番は、現地の状況はキャベツが作付けされており、畑として管理されていました。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）初めに、本日審議がなされます、農用地利用集積等促進計画の決定について、2月19日、事務局の鈴木さんと現地調査を行ったところ、ご報告をさせていただきます。以後、全ての案件は同一のメンバーで行いましたので、割愛させていただきます。現地の状況は、先ほど第3班の代表が述べられたとおり、キャベツが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。また、借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号159番及び160番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号161番及び162番について、審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号161番及び162番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は17,534平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目

畑、地積 945 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和 8 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。

場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業従事しておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、綾瀬市において、利用集積による畑 6,628 平方メートル、藤沢市において利用集積の畑 10,906 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、従業員の 2 名の計 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）整理番号 161 番 162 番の現地の状況は共に耕うん状態でした。第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 3 班の代表が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。借人は、農業をとおして障がい者の雇用等も行う社会貢献をしております。また、借人は他の耕作地もきれいに管理されており、熱心に農業を行っております。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 161 番及び 162 番について、賛成

の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号 163 番及び 164 番について、審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 163 番及び 164 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 21,602 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 1,189 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和 8 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。

場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、60 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の田 1,707 平方メートル、畑 10,270 平方メートル、利用集積による田 5,340 平方メートル、畑 4,285 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 280 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）整理番号 163 番 164 番の現地の状況は、耕うん状態であり、第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第3地区(志澤 輝彦君) 現地の状況は、先ほど第3班の代表が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。

また、借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号163番及び164番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号165番及び166番について、審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号165番及び166番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は13,733平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積991平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。

貸人は、250日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑11,850平方メートル、利用集積による畑1,883平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の3名で、従事日数は250日でございます。以上により、農地中間管理

事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。9番 金子委員

○9番（金子 美登里君）整理番号165番166番は、現地の状況は、ブロッコリーの収穫後の状態でした。第3班といたしましては、利用集積に問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第3班の代表が述べられたとおり、ブロッコリーの収穫後で、農地として適正に管理されておりました。

また、借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号165番及び166番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号167番から192番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書18ページから43ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号167番から192番まででございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いた

いとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 167 番から 192 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 号、議案第 52 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号 6 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 44 ページから 48 ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 6 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、XXXXXXXXXX 外 7 筆、地目畑及び山林、地積合計 7,151.30 平方メートルでございます。

場所につきましては、46 ページから 48 ページの案内図をご参照願います。

内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。

相続開始年月日は令和 7 年 7 月 13 日、都市計画区域等につきましては、早川字東山と吉岡字北山は、市街化調整区域・農用地、深谷上 3 丁目は市街化調整区域・農用地外、深谷上 6 丁目は平成 4 年 11 月 13 日付けで生産緑地の指定を受けており、申請地は全て相続税納税猶予の適用農地でございます。

農業相続人は、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 150 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）整理番号 6 番、申請地の XXXXXXXXXX は、耕うん状態にあり、XXXXXXXXXX

はダイコンが作付けされていました。■■■■は耕うん状態、■■■■は、こちらも野菜が作付けされておりましたが、ちょっと野菜が何だかわからなかったんですね、一面ブロッコリーなのかちょっと野菜がわかりませんでした。■■■■、■■■■、■■■■、■■■■は耕うん状態でした。今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いにつきましては第3班としては、妥当と思いますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。2月16日、私も現地確認を行いました。現地は、第3班の代表から報告がありましており、野菜が作付けされ、その他はきれいに耕うんされており、農地としてしっかり管理されております。また、2月18日には、申請者と電話でお話をいたしました。申請者は、従前から会社勤めの傍ら、畑の管理を行ってきており、先日の電話でも相続した農地で、これからも農業経営を行っていききたいと話されておりました。

地元委員といたしましては、申請者の農業の継続意思も確認できましたので、適格者証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出の通り証明することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第11号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の50ページから53ページをご覧ください。日程第5号報告第11号専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出2件、農地改良届出1件がございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等の期間設定、第8条第1項第1号及び同法第10

号の規定により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。議案書の50ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件でございます。整理番号10番でございます。転用の内容は共同住宅、地積4.45平方メートルでございます。

次に議案書51ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出2件でございます。転用の内容は整理番号26番と27番いずれも住宅敷地、地積合計2,010.3平方メートルでございます。

次に議案書52ページ、53ページをご覧ください。農地改良届出、整理番号1番でございます。この届出でございますが、農地法第4条又は第5条に規定する農地転用以外に農地の所有者又は耕作者が農地の盛土又は掘削をする農地改良について、面積が10アール以内、盛土の高さ又は掘削の深さが1メートル以内、期間が3か月以内である要件をすべて有する場合は、農業委員会へ届出することとなっております。申請人、申請地は記載のとおりでございます。理由でございますが、田畑転換でございます。施工業者及び工事期間は、記載のとおりでございます。場所につきましては、53ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第11号専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和8年2月第32回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時08分 開 会

